

教育実習について

・教育実習の意義

教育実習は教職志望者に対して学校教育の実際をあらかじめ体験研究させる唯一の機会といえます。他の多くの職業とは異なり、教師の場合は、採用後直ちに教壇に立ち、その時から生徒に対してはもちろん、学校・社会に対しても、教師としての責任を負わなければなりません。従って、教職を目指す者にとって、教育実習は、欠くことのできない重要なものです。また、教育実習を通して、教育者となるための能力や適性を、自ら問い直してみる機会ともいえます。例えば実習で広領域教科（理科）を担当した場合には、「理科」の物理だけではなく、主専攻以外の学識も必要となり、教育技術の必要性も痛感され、教育者としての愛情や見識の重要性を認識することにもなります。

・教育実習への参加にあたって

一般的に教育実習に多くの学生が参加する割には、実際に教職に就く者は多くありません。もちろん教員採用試験に合格できなかったということもありますが、かつてはそれでも、免許状取得者は教師予備軍的な存在意義を持っていました。しかし、今日ではその意義は全くといっていいほど期待されず、かえって免許状の社会的・専門的価値を低下させ、ひいては、実習協力校に対して後継者育成の意欲を失わせ、年々教育実習生の受け入れを消極的にさせているのが現状であるといえます。以上のことから、本学では教育実習の意義を十分に認識させ、「教職に就くことを強く志望する者」にのみ実習参加の機会を与えています。教育実習参加にあたっては、このことをよく理解したうえで参加申込みを行うようにしてください。

・教育実習の参加資格

本学の教育実習に参加できる者は、次の1~5すべての要件を満たした者に限ります。

1. 卒業後に教職に就くことを強く志望する者
2. 前年度（3年次の10月）に「教育実習参加申込書」及び麻疹に関する証明書を提出した者
3. 原則として、教育実習の参加年度に本学学群の4年次生として在籍している者
4. 原則として、教育実習・教職実践演習を除く他の教職科目のすべての単位を前年度（3年次）までに修得済みの者
5. 「教科に関する科目」「教科に関する専門的事項」の単位を十分履修している者

・教育実習の参加申込

教育実習に参加しようとする年の前年度（3年次）の10月に所定の手続きを行います。参加を希望する者は、クラス担任教員又は指導教員に教職志望の意志確認について面接を受けたうえで、「教育実習参加申込書」を提出してください。「教育実習参加申込書」の提出に関しての具体的な日程等は、例年9月にWeb 掲示により通知しますが、特に3・4年次生は伝達事項が多いので、掲示に注意してください。

（注）ドイツ語、フランス語、中国語での参加希望者については、英語又は国語での実習参加となることがあります。

また、書道での参加希望者については、国語での実習参加となることがあります。

・教育実習の期間

実習期間は、全教科3週間です。実習は、第1期（5月上旬～）又は第2期（9月上旬～）のいずれかに実施します。可能な限り第1期に実施することとしますが、1期での実習校の受入れ数を超過した場合には、2期（本学附属学校でのみ実施）で行います。

・教育実習校の決定

実習校の決定は、全学学群教職課程委員会において行います。決定に際しては、希望を考慮しますが、必ずしも希望どおりにはならないことを承知しておいてください。

なお、保健体育を除く教科では、例年10月に予備選考会を行うので、必ず指定された日時に出席しなければなりません。

実習校の決定は、例年2月に掲示で発表し、併せて教育実習関係資料を配付します。

・特例措置

本学の教育実習は、原則として本学附属学校又は本学が指定した近隣の実習協力校で実習を行うことになっています。ただし、次の特別な理由がある場合は、審査の上、特例措置が認められる場合があります。（附属学校・実習協力校が出身校の場合、別途手続きがあります）

- ・特例措置1：経済的理由
- ・特例措置2：経済的理由以外の特別な理由

特例措置に関しての手続き等については、掲示で連絡します。

なお、「特例措置」が認められなかった場合は、例年10月に実施する予備選考会に出席して実習校を選択することになります。

・教育実習の評価

教育実習の評価は、次の3つの内容をすべて履修した上で、実習校から報告される「教育実習成績評価表」の評価と本学で行う事前指導・事後指導等の成績を総合的に判定して評価します。

- ① 大学で行う「教育実習事前指導」
- ② 実習校での「教育実習（本実習）（実習校でのオリエンテーションを含む）」
- ③ 実習終了後、大学で行う「教育実習事後指導（報告指導会）」

・教育実習事前指導

毎年、教育実習前に3日間の日程で実施します。主な内容は全体指導と教科別指導です。事前指導を受講しない者は教育実習に参加できません。

・教育実習事後指導（報告指導会）

教育実習報告指導会では学生が実習経験を報告し、討論及び情報交換を行います。これは以下のような趣旨に基づいて設けられています。

- a. 約200校にも及ぶ多様な実習経験を、可能な限り学生相互の共有経験とすること。
- b. 実習で直面したそれぞれの具体的な問題や悩みを、教職を目指す者共通の問題や悩みとして受け止め、これを皆で考えあうこと。
- c. 今日の中教育の多様かつ困難な状況や課題を、実習経験を踏まえてもう一度考えあい、これと取り組む態度の確立に役立てること。

・教育実習関係のスケジュール

学年	時 期	項 目
3 年	6 月	特例措置参加申請書の提出（希望者）
	7 月	教育実習参加申込書の配付
	10月上旬 10月中～下旬	特例措置許可者の決定 教育実習参加申込書の提出及び実習校割当予備選考会
	2 月	教育実習割当校の正式決定（教育実習関係資料の配付） 通学定期（教育実習用）申請締切（第 1 期実習者） 教育実習生調書・誓約書，身体に関する証明書用紙の提出 健康診断の受診（保健管理センター）
	3月下旬	教育実習・養護実習 事前指導（本学）
4 年	4 月～	実習校でのオリエンテーション
	5月上旬～	第 1 期 教育実習・養護実習
	6月上旬 上旬～	通学定期（教育実習用）申請締切（第 2 期実習者） 第 1 期 教育実習・養護実習 事後指導（本学）
	9月上旬～	第 2 期 教育実習
	～10月	第 2 期 教育実習 事後指導（本学）
	～12月	教職実践演習
	12月上旬 2月上旬	教育実習の単位認定 教職実践演習の単位認定

（注）3年次の2月に配付する教育実習関係資料（教育実習の案内等）で詳細を確認すること。

・その他の留意事項

教育実習は、受入側の実習校と教育委員会及び本学との綿密な計画・連絡のもとに実施されます。実習校では教育実習のために学習カリキュラム等を変更し、貴重な時間を割いていただくこととなります。安易な事由での参加取消は、実習校に対して多大な迷惑をかけるだけでなく、次年度以降の本学の教育実習計画に影響を及ぼすことを十分に認識してください。

なお、実習終了後は、校長先生はじめ、御指導いただいた先生方に早めに礼状を出し、教員採用が決定した場合にはその旨を報告するようにしてください。

また、本学の指導教員等にも実習終了の報告をしなければなりません。